

第 1 回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
3	嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
4	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	2
5	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表	3
6	嬉野市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	4
7	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
8	嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表	6
1 2	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
1 3	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表	8
1 4	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 3
1 5	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 6
1 6	嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 8
3 5	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 9
3 6	嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表	2 0
3 8	市道路線認定位置図	2 1
3 9	杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約新旧対照表	2 2

嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 関係機関等 佐賀県警察、<u>法第32条の3第1項</u>の規定により佐賀県公安委員会から佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 関係機関等 佐賀県警察、<u>法第32条の2第1項</u>の規定により佐賀県公安委員会から佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。</p>

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
	(略)			(略)	
福祉事務所 精神医	〃 13,500 円	〃	福祉事務所 精神医	〃 13,500 円	〃
削除	削除	削除	保育所嘱託 医	年額 140,900 円	〃
削除	削除	削除	保育所嘱託 歯科医	〃 59,700 円	〃
母子自立支 援員	〃 123,000 円	〃	母子自立支 援員	月額 123,000 円	〃
	(略)			(略)	

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1) 嬉野市農業集落排水特別会計 嬉野市農業集落排水事業</p> <p>(2) 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業</p> <p>(3) 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業</p> <p>(4) 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業</p> <p><u>削 除</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1) 嬉野市農業集落排水特別会計 嬉野市農業集落排水事業</p> <p>(2) 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業</p> <p>(3) 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業</p> <p>(4) 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業</p> <p><u>(5) 嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計 嬉野温泉公衆浴場管理運営事業</u></p>

嬉野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(嬉野市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 嬉野市行政手続条例(平成18年嬉野市条例第12号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、嬉野市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(嬉野市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 嬉野市行政手続条例(平成18年嬉野市条例第12号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、嬉野市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案				現 行			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
	手数料の種類	手数料の額			手数料の種類	手数料の額	
(略)				(略)			
21	軽自動車標識 再交付弁償金	1枚につ き	150円	21	軽自動車標識 再交付弁償金	1枚につ き	150円
22	認可地縁団体 印鑑登録証明	1枚につ き	300円	—	—	—	—
23	認可地縁団体 に関する証明	1枚につ き	300円	—	—	—	—
24	その他諸証明	1件につ き	300円	22	その他諸証明	1件につ き	300円
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
	手数料の種類	手数料の額			手数料の種類	手数料の額	
1	公簿又は図面 の閲覧	1件につ き	300円	1	公簿又は図面 の閲覧	1件につ き	300円
2	公簿又は図面 の写しの交付	1枚につ き	300円	2	公簿又は図面 の写しの交付	1枚につ き	300円
3	航空写真図又 は地番図付航 空写真図の閲 覧	1件につ き	300円	—	—	—	—
4	航空写真図の 交付	1枚につ き	700円	—	—	—	—
5	地番図付航空 写真図の交付	1枚につ き	1,000円	—	—	—	—
6	地籍集成図の 写しの交付	1枚につ き	800円	3	地籍集成図の 写しの交付	1枚につ き	800円

嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改 正 案	現 行						
<p>(徴収する分担金)</p> <p>第3条 分担金納入義務者から徴収する 分担金の額は、1世帯につき、事業費に 100分の5を乗じて得た額を計画戸数 で除した額（その額が15万円を超える 場合にあつては、15万円）とする。<u>た だし、アパート等の集合住宅については、 別表に定めるところによる。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本額</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">集合住宅 加算額</td> <td style="text-align: center;">50,000円×(入居 可能戸数-1)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 公共ます1個当たりの金額とす る。</u></p>	区分	分担金の額	基本額	150,000円	集合住宅 加算額	50,000円×(入居 可能戸数-1)	<p>(徴収する分担金)</p> <p>第3条 分担金納入義務者から徴収する 分担金の額は、1世帯につき、事業費に 100分の5を乗じて得た額を計画戸数 で除した額（その額が15万円を超える 場合にあつては、15万円）とする。</p>
区分	分担金の額						
基本額	150,000円						
集合住宅 加算額	50,000円×(入居 可能戸数-1)						

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>都市公園の設置基準（第2条の2—第2条の4）</u></p> <p>第3章 都市公園の管理（第3条—第13条）</p> <p>第4章 雑則（第14条—第18条）</p> <p>第5章 罰則（第19条）</p> <p>第2章 <u>都市公園の設置基準（設置、配置及び規模の基準）</u></p> <p>第2条の2 <u>法第3条第1項の条例で定める基準は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。</u></p> <p><u>（公園施設の設置基準）</u></p> <p>第2条の3 <u>法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p> <p>2 <u>法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項に定める範囲とする。</u></p> <p><u>（特定公園施設の設置基準）</u></p> <p>第2条の4 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）に定める基準とする。</u></p> <p>第3章 都市公園の管理 （略）</p> <p>第4章 雑則 （略）</p> <p>第5章 罰則 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—第13条）</p> <p>第3章 雑則（第14条—第18条）</p> <p>第4章 罰則（第19条）</p> <p>第2章 都市公園の管理 （略）</p> <p>第3章 雑則 （略）</p> <p>第4章 罰則 （略）</p>

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準 (第3条の2-第3条の6)</u></p> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p><u>第3章の2 終末処理場の維持管理 (第23条の2)</u></p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準</u> <u>(公共下水道の構造の技術上の基準)</u></p> <p><u>第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の6までに定めるところによる。</u> <u>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</u></p> <p><u>第3条の3 排水施設 (これを補完する施設を含む。次条において同じ。) 及び処理施設 (これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。) に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p><u>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>

きものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第3条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置
として設けられる公共下水道

(特定事業場の除害施設の設置等)

第16条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(14) (略)

(15) 1・1-ジクロロエチレン 1
リットルにつき1ミリグラム以下

(16)～(28) (略)

(29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下

(30)～(41) (略)

2 (略)

第3章の2 終末処理場の維持管理

第23条の2 法第21条第2項の規定に
よる終末処理場の維持管理は、次に定め
るところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によ
るときは、活性汚泥の解体又は膨化を生
じないようにエアレーションを調節す
ること。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、
汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを
除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰
まらないように定期的にその洗浄等を
行うとともに、濾材が流出しないように

(特定事業場の除害施設の設置等)

第16条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(14) (略)

(15) 1・1-ジクロロエチレン 1
リットルにつき0.2ミリグラム以下

(16)～(28) (略)

(29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛5ミリグラム以下

(30)～(41) (略)

2 (略)

水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理施設 農業集落排水事業により施行し、汚水を排水するために設けられる排水管その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる施設（個別排水処理施設を含む。）並びに資源循環施設で、市が管理するものをいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>資源循環施設 処理場で生じた汚泥を利用し、堆肥を生産する施設で、市が管理するものをいう。</u></p> <p><u>(技術管理者)</u></p> <p>第25条 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条本文の規定により資源循環施設に置く技術管理者は、市長が資格を有する者の中から任命し、又は委任する。</u></p> <p><u>(技術管理者の職務)</u></p> <p>第26条 <u>技術管理者は、法第21条第2項の規定による監督のほか、市が有する施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する。</u></p> <p><u>(技術管理者の資格)</u></p> <p>第27条 <u>技術管理者は、次の各号のいずれかの資格を有する者でなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理施設 農業集落排水事業により施行し、汚水を排水するために設けられる排水管その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる施設（個別排水処理施設を含む。）で、市が管理するものをいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(管理の委託)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

(過料)

第30条 (略)

別表第1 (第2条関係)

施設の名称	終末処理施設の位置	処理区域
美野地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字五町田乙2017番地	南、辺田、谷、熊野、畦川内
上久間地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字久間丙586番地3	堤ノ上、中通、牛坂
馬場下地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字馬場下甲2246番地	町分、塩田、原町、布手、下野辺田、本谷、宮ノ元、塩吹、鍋野
五町田・谷所地区農業	嬉野市塩田町大字谷所乙349	鳥越、山口、永石、平山、茂手、鳥坂、

(管理の委託)

第25条 (略)

(委任)

第26条 (略)

(過料)

第27条 (略)

別表第1 (第2条関係)

施設の名称	終末処理施設の位置	処理区域
美野地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字五町田乙2017番地	南、辺田、谷、熊野、畦川内
上久間地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字久間丙586番地3	堤ノ上、中通、牛坂
馬場下地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字馬場下甲2246番地	町分、塩田、原町、布手、下野辺田、本谷、宮ノ元、塩吹、鍋野
五町田・谷所地区農業	嬉野市塩田町大字谷所乙349	鳥越、山口、永石、平山、茂手、鳥坂、

集落排水処理施設	8番地3	下童、石垣、新村、三ヶ崎、福富、大牟田、真崎、袋、五町田第一、五町田第二、五町田第三、五町田第四、五町田第五
個別排水処理施設	嬉野市塩田町大字馬場下乙2280番地	
	嬉野市塩田町大字五町田乙296番地1	
嬉野市資源循環施設	嬉野市塩田町大字谷所乙3498番地3	農業集落排水の終末処理施設で発生する汚泥

別表第4 (第21条関係)

区分		新規加入金の額
一般住宅・店舗等の施設		150,000円
集合住宅	基本額	150,000円
	加算額	50,000円×(入居可能戸数-1)

集落排水処理施設	8番地3	下童、石垣、新村、三ヶ崎、福富、大牟田、真崎、袋、五町田第一、五町田第二、五町田第三、五町田第四、五町田第五
個別排水処理施設	嬉野市塩田町大字馬場下乙2280番地	
	嬉野市塩田町大字五町田乙296番地1	

別表第4 (第21条関係)

新規加入金	150,000円
-------	----------

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案					現 行				
目次					目次				
第1章 総則 (第1条—第3条の2)					第1章 総則 (第1条—第3条)				
(整備基準)									
第3条の2 法第5条第1項及び第2項の									
規定により条例で定める市営住宅等の整									
備基準は、公営住宅等整備基準(平成10									
年建設省令第8号)で定める基準とする。									
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)				
市営住宅 の名称	建設年 度	構造	戸数	位置	市営住宅 の名称	建設年 度	構造	戸数	位置
下川原住 宅	昭和54 年度	中層 耐火	12戸	嬉野市塩田町 大字五町田字 下川原甲233番 地13	下川原住 宅	昭和54 年度	中層 耐火	12戸	嬉野市塩田町 大字五町田字 下川原甲233番 地13
志田原住 宅	昭和58 年度	中層 耐火	12戸	嬉野市塩田町 大字久間字北 目乙1695番地2	志田原住 宅	昭和58 年度	中層 耐火	12戸	嬉野市塩田町 大字久間字北 目乙1695番地2
湯野田住 宅	昭和29 年度	木造	10戸	嬉野市嬉野町 大字下宿丙226 5番地	厚生住宅	昭和24 年度	木造	26戸	嬉野市嬉野町 大字下宿乙344 番地1ほか
内野山住 宅	昭和31 年度	木造	19戸	嬉野市嬉野町 大字下宿丁103 6番地1	湯野田住 宅	昭和29 年度	木造	10戸	嬉野市嬉野町 大字下宿丙226 5番地
皿屋住宅	昭和44 年度	木造	20戸	嬉野市嬉野町 大字吉田丁364 9番地ほか	内野山住 宅	昭和31 年度	木造	19戸	嬉野市嬉野町 大字下宿丁103 6番地1
立石住宅	昭和46 年度	中層 耐火	16戸	嬉野市嬉野町 大字岩屋川内 甲357番地1ほ か	皿屋住宅	昭和44 年度	木造	20戸	嬉野市嬉野町 大字吉田丁364 9番地ほか
下宿ふれ あい住宅	平成17 年度	木造	12戸	嬉野市嬉野町 大字下宿甲212 0番地1ほか	立石住宅	昭和46 年度	中層 耐火	16戸	嬉野市嬉野町 大字岩屋川内 甲357番地1ほ か

<p>(注) 立石住宅については、母子家庭(同一世帯で18歳未満の子を有していること。)に限る。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 277 949 421">下宿ふれ あい住宅</td> <td data-bbox="949 277 1050 421">平成17 年度</td> <td data-bbox="1050 277 1129 421">木造</td> <td data-bbox="1129 277 1204 421">12戸</td> <td data-bbox="1204 277 1412 421">嬉野市嬉野町 大字下宿甲212 0番地1ほか</td> </tr> </table> <p>(注) 立石住宅については、母子家庭(同一世帯で18歳未満の子を有していること。)に限る。</p>	下宿ふれ あい住宅	平成17 年度	木造	12戸	嬉野市嬉野町 大字下宿甲212 0番地1ほか
下宿ふれ あい住宅	平成17 年度	木造	12戸	嬉野市嬉野町 大字下宿甲212 0番地1ほか		

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(資本剰余金の処分)</p> <p><u>第5条 毎事業年度生じた資本剰余金の処分に</u>関し、<u>法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件</u> (以下「補助金等」という。) <u>をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額 (物件にあつては、その適正な見積価額をいう。) を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

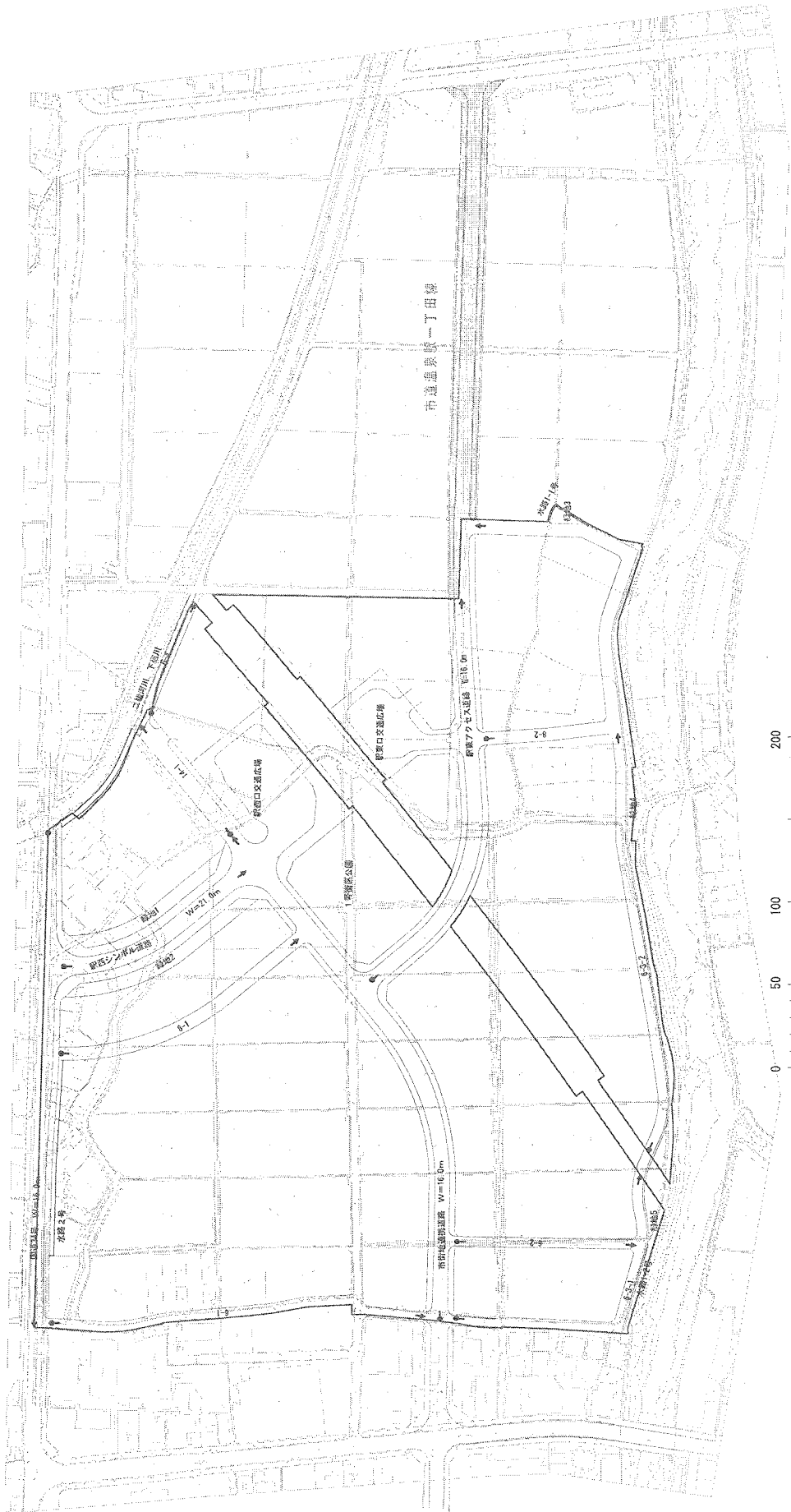
嬉野市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定に基づき、<u>嬉野市中央公民館</u>に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の定数は、<u>15人以内</u>とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定に基づき、<u>嬉野市中央公民館及び嬉野市塩田公民館にそれぞれ、嬉野市嬉野公民館及び嬉野市吉田公民館に一の</u>公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の定数は、<u>10人以内</u>とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員6人で組織する。</p> <p>2 委員は、市長及び次に掲げる者について市長が委嘱するものとする。</p> <p>(1) <u>嬉野市を所管する保健所長</u></p> <p>(2) 佐賀県医師会が推薦する医師 2人</p> <p>(3) 鹿島藤津地区医師会が推薦する医師 1人</p> <p>(4) 学識経験を有する者 1人</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員6人で組織する。</p> <p>2 委員は、市長及び次に掲げる者について市長が委嘱するものとする。</p> <p>(1) <u>杵藤保健福祉事務所長</u></p> <p>(2) 佐賀県医師会が推薦する医師 2人</p> <p>(3) 鹿島藤津地区医師会が推薦する医師 1人</p> <p>(4) 学識経験を有する者 1人</p>

市道路線認定位置図



杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>障害者総合支援審査会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条に規定する市町村審査会をいう。)</u>の設置及び運営に関すること。 (6)～(9) 略</p>	<p>第3条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>障害者自立支援審査会(障害者自立支援法</u> _____(平成17年法律第123号)第15条に規定する市町村審査会をいう。)の設置及び運営に関すること。 (6)～(9) 略</p>